

## 1 農林漁業者等共通の特例措置

対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林漁業セーフティネット資金</li> <li>② 農林漁業施設資金(災害復旧施設)</li> </ul>
具体的な措置内容	<p>【融資限度額の引き上げ】〔括弧内は現行の取扱い〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①農林漁業セーフティネット資金 <ul style="list-style-type: none"> <li>一般 :1,200 万円〔600 万円〕</li> <li>特認(※):年間経費等の 12 分の 12〔同 12 分の6〕</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">※ 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②農林漁業施設資金(災害復旧施設) <ul style="list-style-type: none"> <li>負担額の 100%又は1施設当たり 1,200 万円のいずれか低い額</li> <li>〔負担額の 80%又は1施設当たり 300 万円(特認 600 万円)のいずれか低い額〕</li> </ul> </li> </ul>

## 2 農業者等向け特例措置

対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林漁業セーフティネット資金</li> <li>② 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金(負債整理関係資金を除く))</li> <li>③ 経営体育成強化資金 (負債整理関係資金を除く)</li> <li>④ 農林漁業施設資金 (農業を営む方、農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方に融資するものに限る。)</li> <li>⑤ 農業基盤整備資金</li> </ul>
具体的な措置内容	<p>【金利負担軽減措置】</p> <p>公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、<b>融資当初5年間の実質無利子となります。</b></p> <p>【実質無担保・無保証人措置】</p> <p><b>実質無担保・無保証人(※)となります。</b></p>

## 3 林業者等向け特例措置

対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林漁業セーフティネット資金</li> <li>② 農林漁業施設資金 (林業関係の施設に限る。)</li> <li>③ 林業基盤整備資金 (利用間伐推進資金(償還円滑化)及び伐採調整資金を除く。)</li> </ul>
具体的な措置内容	<p>【金利負担軽減措置】</p> <p>全国木材協同組合連合会が借入者に利子助成することで、<b>融資当初 10 年間の実質無利子となります。</b></p> <p>【実質無担保・無保証人措置】</p> <p><b>実質無担保・無保証人(※)となります。</b></p>

## 4 漁業者等向け特例措置

対象資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林漁業セーフティネット資金</li> <li>② 農林漁業施設資金(漁業関係の施設に限る。)</li> <li>③ 漁業基盤整備資金</li> <li>④ 漁業経営安定資金</li> <li>⑤ 漁業経営改善支援資金</li> </ul>
具体的な措置内容	<p>【金利負担軽減措置(対象資金のうち①、②及び⑤の資金に限ります。) 公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、 <b>融資当初5年間の実質無利子となります。</b></p> <p>【実質無担保・無保証人措置】(対象資金のうち①～④の資金に限ります。) <b>実質無担保・無保証人<sup>(※)</sup>となります。</b></p>

※ 担保は融資対象物件に限る貸付け、保証人は同一経営の範囲内のみに限る貸付け